（法第十二条第一項第一号の政令で定める地域等の特例）

第三条　第一条の激甚災害についての令第二十五条（令第四十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令第二十五条中「第一条第一項第一号から第三号まで」とあるのは、「第一条第一項各号」とする。

（法第二十五条第一項ただし書の政令で定める日）

第四条　第一条の激甚災害についての法第二十五条第一項ただし書の政令で定める日は、平成三十一年五月十九日とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　林　芳正
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

鉄道軌道整備法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年七月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百二十七号

鉄道軌道整備法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、鉄道軌道整備法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十三号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

鉄道軌道整備法の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十年八月一日とする。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

鉄道軌道整備法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年七月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百二十八号

鉄道軌道整備法施行令の一部を改正する政令

内閣は、鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第百六十九号）第八条第五項第三号及び第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

鉄道軌道整備法施行令（昭和三十三年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第八条第四項」の下に「又は第五項」を加え、同条第二項第三号ロ中「閉塞（そく）装置」を「閉塞装置」に改める。

第二条第一項中「第八条第四項」の下に「又は第五項」を加え、「二割五分」を「四分の一（災害を受けた鉄道の存する地域の交通手段の状況、当該鉄道に係る鉄道事業の事業構造の変更による経営の改善の見通しその他の事情を勘案して特に必要があると国土交通大臣が認める場合は、三分の一）」に改め、同条に次の一項を加える。

3　法第八条第五項第三号の政令で定める数は、一とする。

附　則

1　この政令は、鉄道軌道整備法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十三号）の施行の日（平成三十年八月一日）から施行する。

2　改正後の鉄道軌道整備法施行令第二条第一項の規定は、鉄道事業者が平成二十八年四月一日からこの政令の施行の日の前日までの間に施行を開始した災害復旧事業についても、適用する。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年七月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百二十九号

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、医療法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十七号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

医療法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成三十年十二月一日とする。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年七月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三十号

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、医療法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十七号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

（医療法施行令の一部改正）

第一条　医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の七中「第十五条の二」を「第十五条の三第二項」に改め、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。